

議題 4 最近の人権をめぐる動向

部落差別のない社会の実現に向けた取組について

1 部落差別（同和問題）に係る現状

部落差別（同和問題）に対する理解と認識は深まりつつあるが、いまだに差別発言や差別投書などの差別事象が発生している。特に最近ではインターネット上での人権侵害事案への対応が課題となっている。

(1) 部落差別（同和問題）に係る人権相談や人権侵犯事件の状況

○部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件（法務省）は全国で例年 100 件程度で推移していたが、令和 3 年は 308 件、令和 4 年は 433 件、令和 5 年は 448 件と、近年増加傾向。（高松法務局管内においては、平成 27 年以降事例はなかったが、令和 2 年以降発生し、令和 3 年は 8 件、令和 4 年は 41 件、令和 5 年は 20 件発生）

- ・最近 5 年間の県人権相談窓口での相談件数の推移 ……別紙 表 4-1
- ・最近 5 年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況 ……別紙 表 4-2

(2) インターネット上の人権侵害の状況

① インターネット上の人権侵害事案

○令和 5 年中のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（法務省）は、1,824 件となっており、前年から 103 件増加し、引き続き高水準で推移。

○法務省人権擁護機関又は被害者等からプロバイダ等に削除要請。

- ・インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件 ……別紙 表 4-3

② 香川県人権啓発推進会議（県・市町・各種団体で構成）によるインターネット監視

○平成 15 年度から、主に「部落差別（同和問題）」に係る差別書き込みについて、県・市町の担当者でインターネット差別事象監視班を組織し、インターネット監視を開始。

○不適切な書き込みを把握した場合には、各掲示板等の管理規定に基づき、直接削除依頼を行うほか、削除されない事案や監視班で対応できない事案は、高松法務局へ通報。

- ・推進会議による掲示板管理者への削除依頼状況 ……別紙 表 4-4

③ インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘出事案

○近年、インターネット上に特定の地域がいわゆる同和地区であると示す情報を流通させるなどの悪質な事案が発生。

○本県においては、令和 4 年 3 月から 6 月にかけて、「部落探訪（現在は「曲輪クエスト」と改称）」と称し、学術・研究名目に、県内の複数の特定の地域を同和地区であるとして撮影した動画、画像等が YouTube やツイッター、ウェブサイトに関連して掲載されたことを確認した。令和 6 年 7 月には、約 2 年ぶりに県内の 1 市内の同内容の動画等を X（旧：ツイッター）や自ら立ち上げた Web サイトに掲載。これまで県内 5 市 2 町の特定の地域が動画投稿等されている。

○このうち、YouTube 上の動画については、令和 4 年 11 月、自社の「ヘイトスピーチに関するポリシーに違反する」として、本県の地区を含む動画を一斉に削除。しかし、令和 5 年 5 月、部落探訪の投稿者が立ち上げた自身の「JINKEN. TV」と称する専用サイト（一部有料視聴）に、削除されていた YouTube 上の「部落探訪」動画が復元されたことを確認。令和 6 年 7 月投稿の動画も掲載されている。

○また、「部落探訪」を真似て「旨塩きゅうり」と称し、令和 4 年 9 月以降、県内の 6 市 1 町において、YouTube 上に特定の地域を撮影した複数の動画が投稿されている。

(3) 「全国部落調査」復刻版出版事件裁判について

- 被差別部落であったとする地名リストをウェブサイトに掲載し、書籍として販売することは、原告の差別されない権利等を侵害するとして、公表・販売の禁止と損害賠償を求めた訴訟で、令和5年6月28日、東京高裁は、憲法13条及び14条1項の趣旨に鑑み、人間としての尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送る人格的な権利を侵害するとして、情報等の削除・販売の差し止めと総額550万円の損害賠償を命じた。
- 令和6年12月4日、最高裁は、原告・被告双方の上告を棄却。東京高裁判決が確定した。
※憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求に対する権利）、憲法14条1項（法の下での平等）

2 インターネット上の部落差別への対応

(1) 国の主な取組み

○情報流通プラットフォーム対処法

「プロバイダ責任制限法」が一部改正（令和6年5月公布）され、法律の名称が「情報流通プラットフォーム対処法」に改められた。（令和7年4月1日施行予定）

この一部改正により、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化として、申出窓口・手続の整備・公表や判断結果の期限内通知を、運用状況の透明化として、削除基準の策定・公表、削除申出の受付件数や削除の実施状況等の公表が義務付けられる。（詳細は別添参照）

○法務省人権擁護機関による相談・救済制度

法務局・地方法務局・支局では、人権侵犯事件調査処理規程（法務省訓令）に基づき、被害者からの人権相談を受け、必要に応じて調査のうえ、事案に応じた援助、説示・勧告などの救済措置を実施。

インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等については、人権侵犯事件と認定した場合に、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を実施。救済措置は、関係者の理解を得て自主的な改善を促すことが主な目的で、強制力なし。

(2) 本県の対応（令和6年度）

昨年の本政策協議会において決定した今後の対応案に基づき、次のとおり取り組んだ。

①ネット上の差別情報への対応

- インターネット上の同和地区に関する侵害情報について、ツイッター及びYouTube等のサイト上から違反報告を行った。また、高松法務局に対し、人権侵犯に該当するとして通報し、対応を要請した。
- 令和6年11月、「情報流通プラットフォーム対処法」の適用が想定される大規模プラットフォーム事業者5社に対し、知事及び市町長の連名で、送信防止措置を講じる基準に部落差別を助長する情報が権利侵害に該当することを明示することや、侵害情報調査専門員への部落差別（同和問題）に関する研修の実施について要望書を提出した。
- 総務省が実施した「情報流通プラットフォーム対処法」に関する省令案等のパブリックコメント（R6.12.20～R7.1.23）において、部落差別に関する情報が有効に削除されるよう規律範囲の拡大等についての意見書を提出した。

②情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会との意見交換会の開催

- 令和7年2月、同協議会との意見交換を開催し、同法の施行を踏まえ、送信防止措置の実施に関する基準に部落差別を助長する情報を侵害情報として明記するよう、会員向けの「誹謗中傷・プライバシー関係ガイドライン」の見直しを要請。

③国への要望等

- 令和6年6月
 - ・人権侵害による被害の救済を図るため、有効性のある人権救済に関する法律の早期制定を要望。
 - ・情報流通プラットフォーム対処法については、今後整備される省令等において、部落差別に関する情報を削除すべき情報として明示すること
 - ・部落差別解消推進法に同和地区に関する識別情報を削除すべき侵害情報として法的に根拠付けることを要望。

○令和6年9月（緊急要望）

- ・総務省が策定作業を進めている、権利侵害の判断基準となる事業者向けのガイドラインに、識別情報の摘示をはじめとする部落差別（同和問題）に関する情報が権利侵害に該当することを明記すること
- ・事業者には配置が義務付けられる侵害情報調査専門員に対し、部落差別（同和問題）に関する研修を実施するなど、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう必要な対策を講じることについて要望。

④啓発、相談

○同和問題啓発強調月間（8月）の取組

啓発ポスター・チラシ、新聞広告、テレビCM、Web広告（動画配信やバナー広告等）、ポスター・パネル展（県内6か所）、街頭キャンペーン（県内4か所）、人権・同和問題Web講演会、立看板、広報誌等

○専任相談員による人権全般に対する相談窓口の設置

（3）インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示に係る他県の対応例

○都道府県における条例の制定状況

- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（プロバイダの責務あり）制定：三重県（令和4年）
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例改正（府はプロバイダへの削除要請等を行うことができる旨を規定）：大阪府（令和5年）
- ・全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（県はインターネット上の人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずる旨を規定）制定：佐賀県（令和5年）
- ・部落差別解消推進法の趣旨に沿った部落差別の解消の推進に関する条例制定：奈良県（平成31年）、和歌山県（令和2年、プロバイダの責務あり）、埼玉県（令和4年）

（参考）

- ・身元調査等を規制する部落差別事象の発生防止等に関する条例の制定（大阪府、徳島県、香川県、福岡県、熊本県）
- ・福岡県（平成31年）と熊本県（令和2年）では、部落差別解消推進法の趣旨を盛り込んだ全部改正を行った。

3 県としての今後の対応案

（1）基本的な考え方

- ・情報流通プラットフォーム対処法は、発信者の表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷等の違法・有害情報を如何に規律するかという観点から、大規模プラットフォーム事業者には迅速かつ適切に削除を行う責務があるとして、所要の措置を義務付け、その実施状況を公表させることで、説明責任を課すもので、事業者の取組みを外部機関がチェックできる制度となっている。
- ・削除申出は、被害者だけでなく、公的機関等も可能となる見込みであることから、同法の規律の枠組みを最大限活用し、部落差別に関する侵害情報が迅速かつ適切に削除されるよう必要な取り組みを行っていく。

（2）今後の対応案

基本的な考え方に基づき、次の方向性に沿った対応を検討・実施する。

- ① 情報流通プラットフォーム対処法を最大限活用した主体的取組の推進
- ② 「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」との連携強化
- ③ 施行状況を踏まえた規律強化等に関する国への要望の実施
- ④ 法の周知・啓発と相談対応

表4-1 最近5年間の県人権相談窓口での相談件数の推移

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
同和問題	3	5	10	8	5	5
総 数	188	177	203	208	217	185

※6年度は2月末時点

表4-2 最近5年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況

暦年			元年	2年	3年	4年	5年
人権相談	同和問題	全 国	346	273	303	325	210
		四 国	51	23	34	38	30
		高松法務局	8	4	3	6	12
	総 数	全 国	203,570	173,634	166,457	159,864	176,053
人権侵犯 事件 (新規救済 手続開始 件数)	同和問題	全 国	221	244	308	433	448
		四 国	2	19	13	75	31
		高松法務局	-	5	8	41	20
	総 数	全 国	15,420	9,589	8,581	7,859	8,962

表4-3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

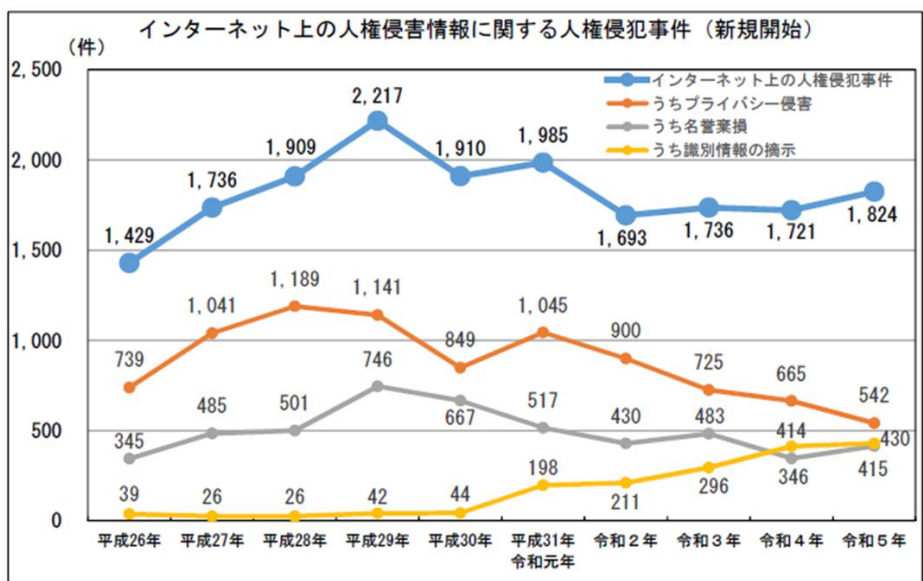


表4-4 推進会議による掲示板管理者等への削除依頼の状況

年 度	削除依頼	削除件数
15年度	102	34
16年度	79	65
17年度	242	152
18年度	342	140
19年度	209	122
20年度	58	22
21年度	142	53
22年度	43	13
23年度	58	17
24年度	43	21
25年度	35	16
26年度	23	22
27年度	53	10
28年度	15	2
29年度	44	7
30年度	91	66
元年度	138	69
2年度	139	11
3年度	113	37
4年度	101	25
5年度	40	3
6年度	34	11
合 計	2,144	918

※6年度は2月末時点

【令和6年度に削除された書き込み事例】

- ・■■町なら納得 いわゆる○○地区だからあそこガラの悪い連中しかいないよ
- ・■■市■■町、部落なので驚かないわ。

※ 特定の個人名や地名等を掲げた書き込みは削除されるが、対象が広い場合や伏せ字を利用するなどして、特定の判断が難しい場合は、削除依頼に応じてもらえない傾向がある。